

有期雇用契約に係る特措法説明会の御案内

平成27年4月1日から「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期特措法)」が施行されます。これにより、労働契約法第18条で定められている「無期転換ルール(通算契約期間が5年を超える場合に、労働者の申込により無期労働契約に転換する制度)」に特例が設けられます。

今回の説明会では、有期特措法により新たに設けられた制度の内容等を中心 に、今後の有期雇用労働者の雇用管理においてご注意いただくポイントを御説 明します。

多くの方の御参加をお待ちしています。

- 日 時 平成27年3月12日(木) 14:00~16:00
- 場 所 香川労働基準協会 大会議室 (高松市郷東町436-3)

裏面地図参照

対 象 事業主、企業の人事労務担当者など (定員120名・先着順)

裏面の参加申込書に必要事項を記載の上、3月5日(木)までに「香川労働局 労働基準部 監督課」宛にFAX又は郵便でお申し込みください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

FAX 087-811-8933

(申込及び問合せ先)

香川労働局 労働基準部 監督課 〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階 (☎087-811-8918)

会 場 案 内



「有期雇用契約に係る特措法説明会」参加申込書

申込先:香川労働局 労働基準部 監督課				
(<mark>FAX;087-811-8933</mark>) (〒760-0019 高松市サンポート3番 33 号 高松サンポート合同庁舎3階)				
事業場名		出	出席者	
		職名	氏名	
所在地	〒 -			
(連絡先)	()			